



青森県基本計画  
「選ばれる青森」への挑戦  
支え合い、共に生きる

# 青森県無電柱化推進計画

2020年3月  
青森県



はじめに

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観等の観点から実施してきたが、近年、災害の激甚化・頻発化、高齢者・障害者の増加、訪日外国人を始めとする観光需要の増加等により、その必要性が増している。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下、「無電柱化法」という。）」が定められた。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、都道府県（市町村）の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県（市町村）無電柱化推進計画の策定を都道府県（市町村）の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく国・県・市町村道における青森県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



### 災害時の電柱倒壊に伴う通行不能状況

※国土交通省 HP より引用 ([http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/photo/chi\\_04.html](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/photo/chi_04.html))



### 電柱による歩行者・自転車の通行支障状況

※国土交通省 HP より引用 ([http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/photo/chi\\_05.html](http://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/photo/chi_05.html))

## 目 次

- － 1． 無電柱化の推進に関する基本的な方針 …… 1
- － 2． 無電柱化推進計画の期間 …… 2
- － 3． 無電柱化の推進に関する目標 …… 2
- － 4． 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 …… 3
- － 5． 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項 …… 7

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 青森県における無電柱化の現状

青森県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、平成30年現在、道路延長で約27km（整備延長においては約54km）の無電柱化（各電線管理者単独地中化を除く）に取り組んでいる。これは青森県にある道路の約0.14%に相当する。

一方、青森県内には一般国道4号を始めとする緊急輸送道路が2,760kmあるものの、そのうち無電柱化された道路延長は、これまで無電柱化路線として計画されなかったこともあり、18km（整備延長においては約35km）に留まっている。また、毎年3,500万人の観光客が訪れる本県において、電柱・電線が景観を損ねており、無電柱化を求める声が高まっている。

### 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力的に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により青森県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

### 3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として取り組みを進める。

なお、国、県、及び各市町村が管理する道路については、各々の当該道路管理者に協力を要請する。

#### ① 防災

緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。特に市街地内のこれらの道路においては、人口密度とともに電柱・電線の密度が高く、より被害が甚大となりやすいため無電柱化を推進する。

#### ② 安全・円滑な交通確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路や移動円滑

化基本構想に位置づけられた生活関連経路その他駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等の安全かつ円滑な交通確保のために必要な道路の無電柱化を図る。

### ③ 景観形成・観光振興

世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、ジオパークその他著名な観光地、さらに、青森県有数の観光イベントである「ねぶた」や「ねぷた」、ユネスコ無形文化遺産である三社大祭等のお祭りにおける良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

### 4) 適切な役割分担による無電柱化の推進

国、県、市町村及び電線管理者は、前述3)に掲げるような無電柱化が必要な道路において、無電柱化法に明記されたそれぞれの責務に基づき、適切な役割分担（費用負担含む）により無電柱化を推進する。

## 2. 無電柱化推進計画の期間

本計画が策定された年度から、国の無電柱化推進計画（第7期無電柱化推進計画及び、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策）に基づく事業を着実に実施するため、令和5年度（2023年度）までとする。

## 3. 無電柱化の推進に関する目標

第7期無電柱化推進計画に基づき以下の路線に着手するとともに、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策における無電柱化整備の可能性調査及び設計を行い、工事着手に向けた準備を進める。併せて第7期無電柱化推進計画以前の路線も引き続き実施する。

なお第7期無電柱化計画のうち、町居平賀停車場線（整備延長 L=880m）については、令和3年度（2021年度）迄の完成を見込んでいる。

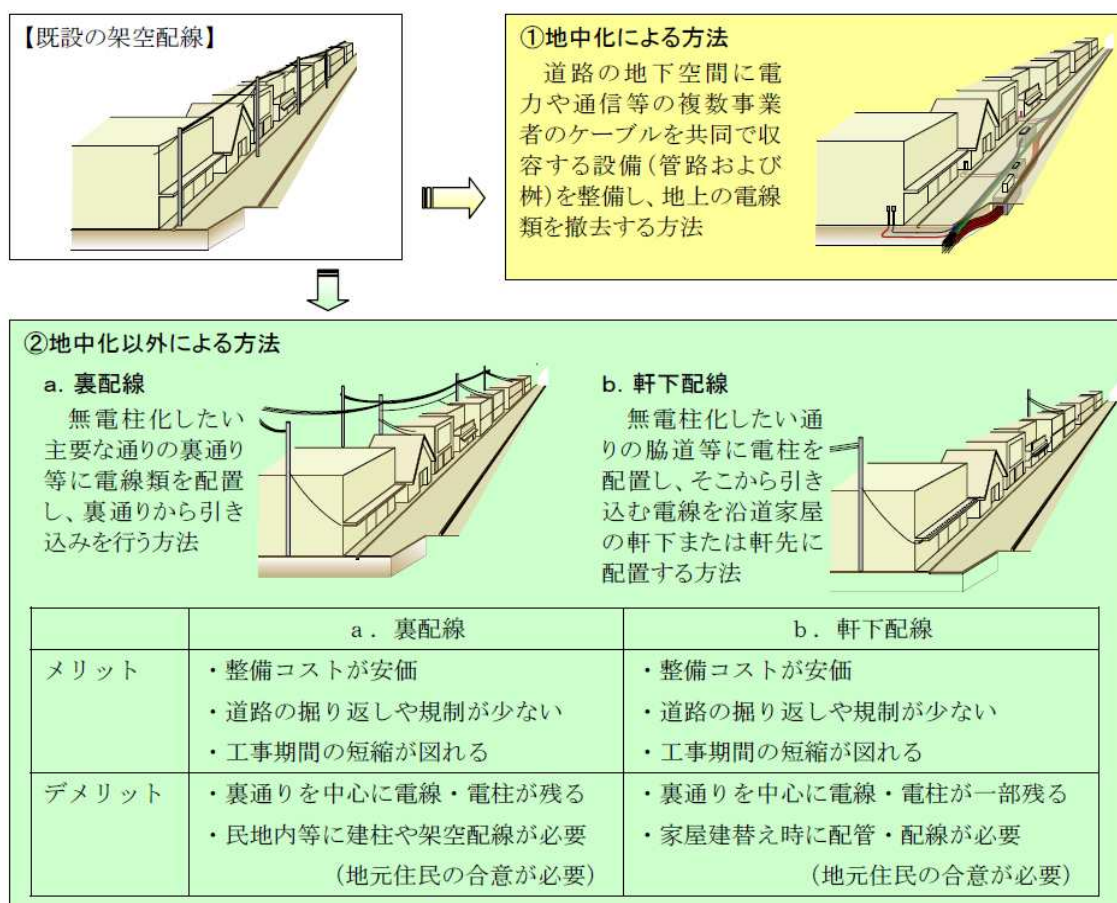
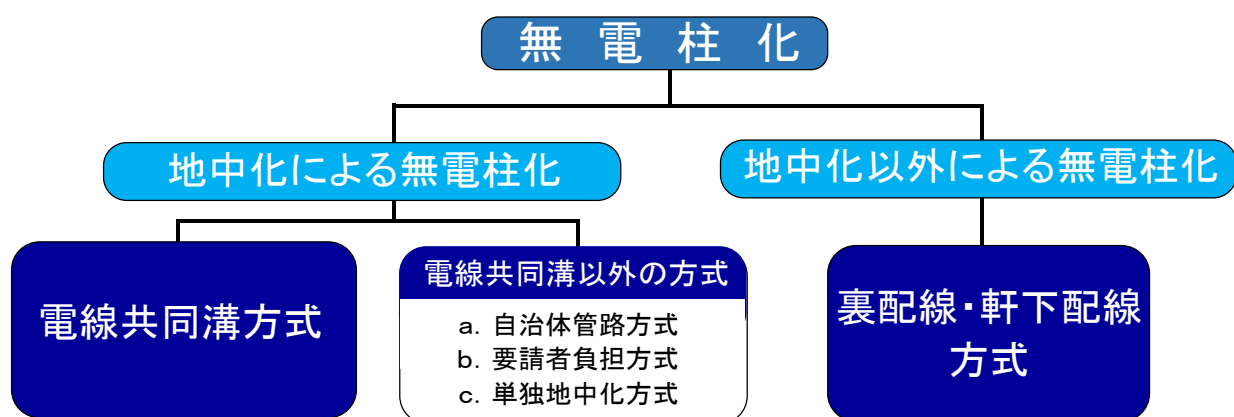
## 第7期無電柱化推進計画(H30～R2) 計画箇所リスト

路線情報								整備情報	
番号	市区町村	道路管理者	道路種別	事業名	路線名	始点住所	終点住所	道路延長	整備延長
1	八戸市	①国	①直轄国道	赤市地区電線共同溝	国道104号	八戸市赤市四丁目102-33	八戸市赤市一丁目2-18	1.080	2.160
2	平川市	②都道府県	③都道府県道	町居平賀停車場線交通安全施設整備(電線共同溝)事業	(一)町居平賀停車場線	平川市本町平野18-3	平川市柏木町藤山30-14	0.440	0.880
3	弘前市	③市区町村	④市区町村道	3・4・6号山道町樋の口町線	都市計画道路3・4・6号山道町樋の口町線	弘前市山道町14番地3	弘前市大字北川端町26番地1	0.220	0.440
4	八戸市	②都道府県	③都道府県道	3・5・1沼館三日町線(道路改築)	都市計画道路3・5・1号沼館三日町線	八戸市内丸一丁目41-2	八戸市大字三日町13-5	0.700	1.400
5	八戸市	③市区町村	④市区町村道	未定	市道番町線	八戸市大字番町10-2	八戸市大字窪町11-1	0.220	0.430

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

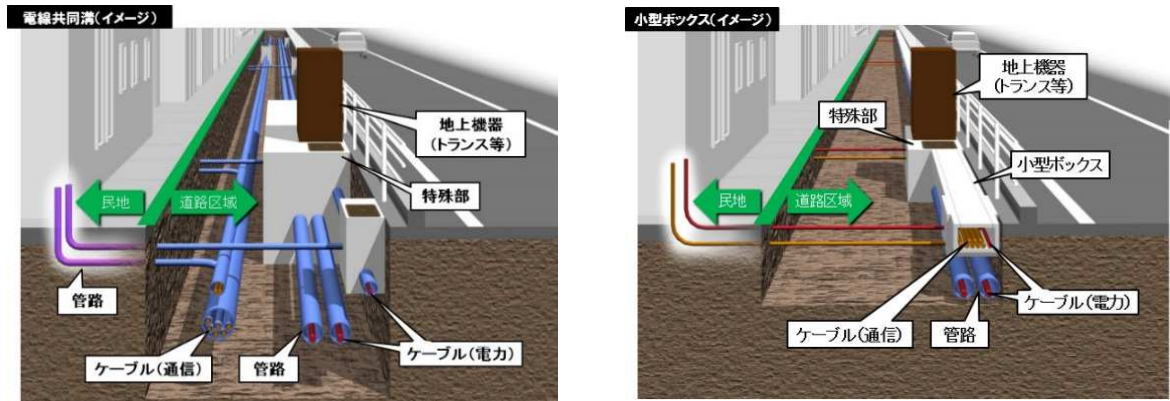


※無電柱化における合意形成手法の手引き(案)より引用 (国土交通省 道路局 平成19年3月)

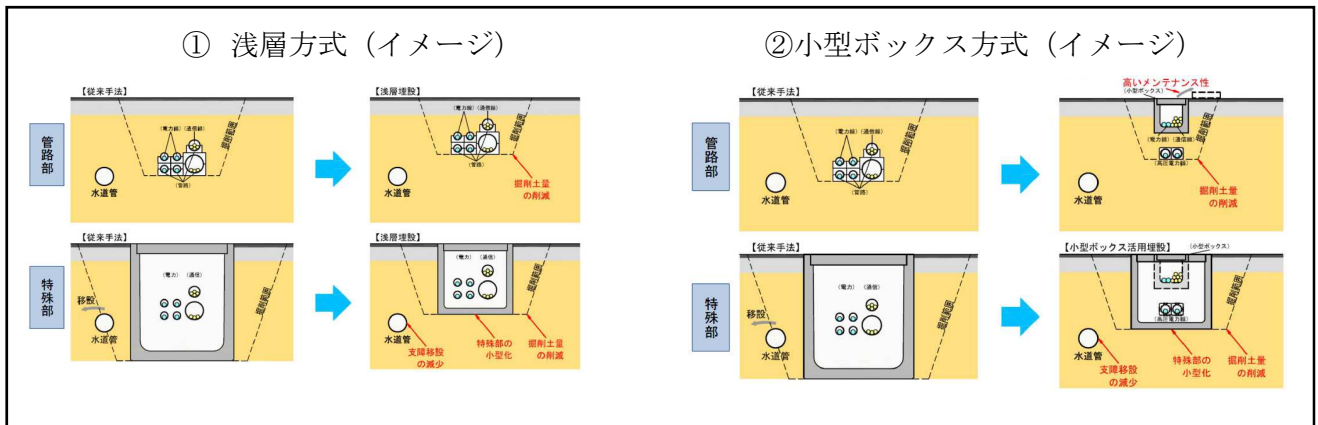


① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の活用等の新技術について、国又は他県等の動向を踏まえ検討を行う。



※国土交通省 東北地方整備局 HP より引用  
<http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/denchu/htdocs/overview/technique.html>  
<http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/denchu/htdocs/effort/index.html>



※道路の無電柱化 低コスト手法導入の手引き(案)-Ver.2-より引用 (国土交通省 道路局 環境安全・防災課 平成31年3月)

② 自治体管路方式

地方自治体が管路設備の費用を負担し管理する方式。構造的には電線共同溝と同様だが、道路占用物という位置づけであり、道路管理者が規定する土被りを確保する必要がある。また、電線管理者から負担金を徴収せず、ケーブル入線に要する費用は電線管理者が負担するものであり、他県の動向を踏まえ必要に応じて検討を行う。

③ 要請者負担方式

無電柱化の優先度が低いとされる地域において無電柱化を実施する場合の事業手法であり、地中化に要する費用を全額要請者が負担(管理は箇所毎に様々)するものであり、他県の動向を踏まえ必要に応じて検討を行う。



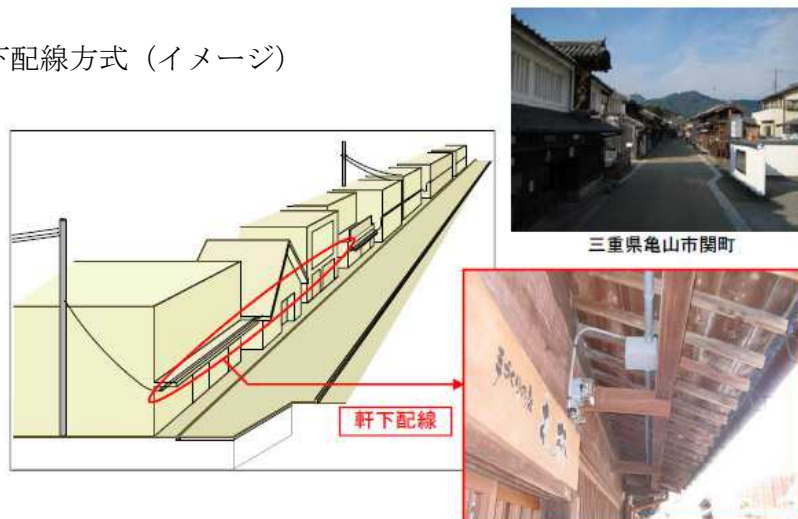
④ 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、整備の条件等が整わず電線共同溝の整備が行えない道路については、単独地中化による無電柱化について、電線管理者と協議を行う。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。また、費用負担については、観光振興無電柱化事業を活用するなど道路管理者及び電線管理者で協議を行う。

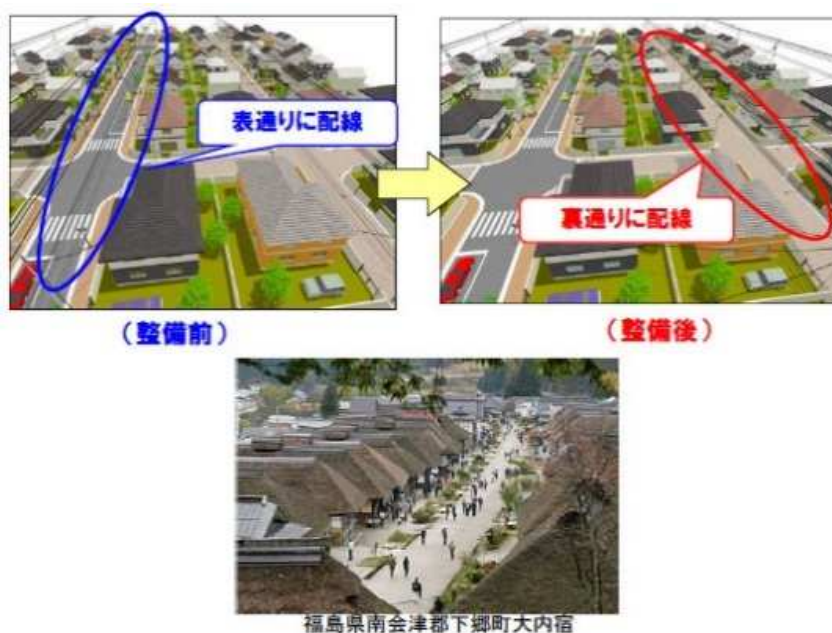
⑤ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

・ 軒下配線方式（イメージ）



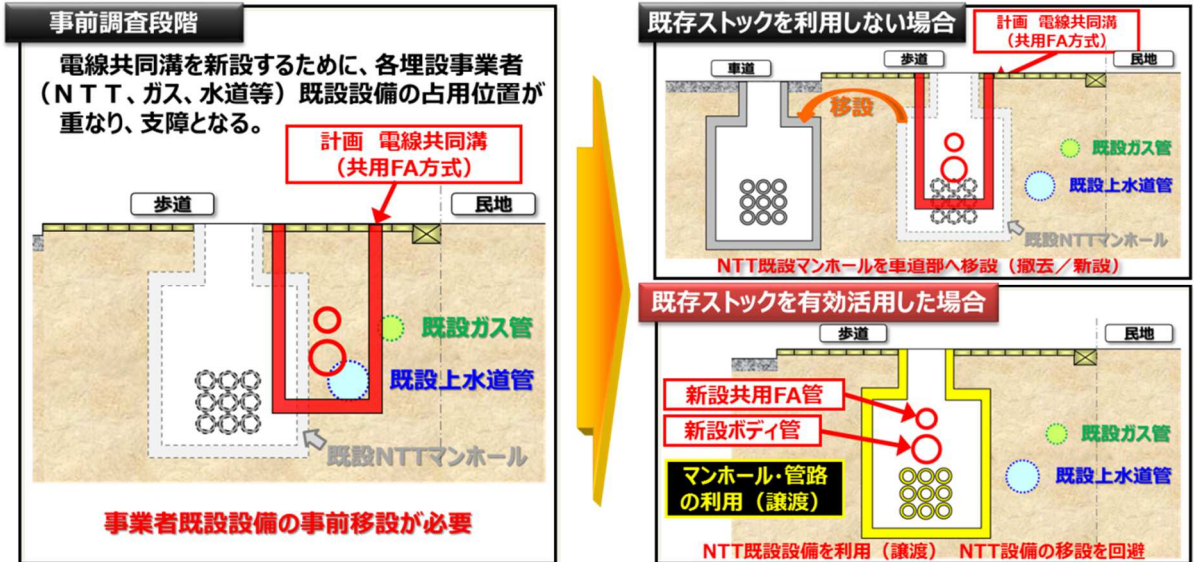
・ 裏配線方式（イメージ）



※国土交通省 東北地方整備局 HP より引用  
(<http://www.thr.mlit.go.jp/road/sesaku/denchi/htdocs/overview/technique.html>)

⑥ 既存ストックの有効活用

既存の地中管路について、管路所有者と協議のうえ合意が得られる管路においては、電線共同溝等の一部として活用するべく積極的に採用する。



2) 占用制度の運用

道路における占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施している新設電柱の占用を制限する措置について、県では平成30年4月に第一次緊急輸送道路に占用制限を設けたことから、今後は県または市町村の管理する第二次緊急輸送道路においても制限の拡大を図るべく検討を行っていく。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について国の動向を踏まえ、区域を指定する場合は、青森県無電柱化調整会議を活用するなど、有識者等の意見を聴取したうえで検討する。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置する電線等について、占用料の減額措置を実施していない市町村に対し普及拡大を図る。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる青森県無電柱化調整会議を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事

業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

## ② 工事・設備の連携

国、県及び市町村の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期を縮減するとともに、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に整備するよう努める。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。

同様に、ガスや水道の更新時等他の地下埋設物の工事の際に合わせて無電柱化を行うことも効率的であることから、工程等の調整を積極的に行う。

## ③ 民地等の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用について道路管理者と電線管理者で十分調整し、管理者の同意を得て進める。

## ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、広報等を活用して周知し、理解を広げる。

### 2) 無電柱化情報の共有

国、県及び市町村で連携をとり、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、青森県の取組について各事業者との共有を図る。



## 青森県無電柱化推進計画

2020年3月

青森県 県土整備部 道路課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

TEL : 017-734-9656 (直通)

FAX : 017-734-8189